

令和6年2月21日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

【藤井敏子君登壇】

○藤井敏子君 みなさん、こんにちは。広島市安佐南区選出、日本共産党の藤井敏子です。

冒頭、能登半島地震で亡くなられた方々に心からの哀悼の意を表するとともに、被災された方々に心からのお見舞いを申し上げます。一日も早く被災者の皆様が元の暮らしに戻るようお願いまして質問に入ります。

初めに、南海トラフ地震対策と原発からの撤退についてお尋ねします。

1月に発生した能登半島地震は、阪神・淡路大震災を超えるマグニチュード7.6と東日本大震災に匹敵する震度7を示すなど、甚大な被害をもたらしています。北陸電力が志賀原発の再稼働のために想定していた活断層のうち、能登半島北部沿岸域のものは約96キロメートルでしたが、実際には150キロメートルの範囲に広がっていることが明らかになり、さらに日本海側の海岸が広範囲に隆起し、志賀原発にあと僅かまで迫るといふ、まさに想定外の地震でした。

志賀原発は外部電源につなぐ変圧器が故障し、絶縁や冷却用の油が漏れ出したほか、冷却水を供給するポンプが一時的に停止するなど、トラブルが続出しています。今回は、たまたま原発が停止中だったため、過酷事故には至らなかっただけで、もし稼働していたらぞっとする状況でした。道路網が寸断され、屋内退避や避難も計画どおりにいかないことが明らかになった以上、志賀原発は廃炉にすべきです。

日本列島が1995年の阪神・淡路大震災以来、地震の活動期に入っているとの見解を持つ専門家もおり、私たちも日本最大の断層帯である九州から近畿に続く中央構造線などを震源とする巨大地震の発生に備える必要があります。

中央構造線断層帯は、今回の能登半島地震と同様に、巨大な内陸地殻地震であることなどの共通点を持っていることから、より一層警戒を強める必要があります。

また、中央構造線断層帯には愛媛県伊方原発があり、この伊方原発は、南海トラフ巨大地震の想定震源域にも位置していることから、原発過酷事故との複合災害を想定すべきは当然かと思えます。この伊方原発の一番の問題は耐震性が低いことです。

四国電力は、伊方原発の耐震性は南海トラフ地震で想定される最大加速度は181ガル、中央構造線断層帯の地震には650ガルに対して十分な耐震裕度を有しており問題ないと主張しています。しかし、2000年以降、僅か20年間余りで地震動650ガルを超える地震は30回以上もあり、岩手・宮城内陸地震は4,022ガル、東日本地震は2,933ガル、能登半島地震は2,828ガルと、近年巨大地震が相次いで発生しており、伊方原発の650ガルはあまりに低すぎます。一般のコンクリートの建物の建築基準法の耐震基準は2000年に1,500ガルと震災の実態に合わせて引き上げられてきましたが、原発だけが低い基準のままです。

現在稼働中の伊方原発が過酷事故を起こせば広島県民への影響は免れず、再び被爆者や

令和6年2月21日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

避難者をつくることになりかねません。

現行の広島県地域防災計画は、南海トラフ地震等と原発の複合災害を想定しておらず、県民の生命、健康、財産を守る広島県として、行政上の看過し難い過誤、欠落であると考えます。

そこで、県の地域防災計画を、南海トラフ地震と原発の複合災害を想定したものとするよう、早急に見直す必要があると考えますが、知事の御所見をお伺いします。

また、被爆地広島の県知事として、伊方原発の稼働停止及び山口県上関に核燃料貯蔵庫を建設しないよう、国などに要望すべきと考えますが、併せてお伺いします。

次に、PFASによる環境汚染問題について、昨日、民主県政会の上野議員からも質問がありましたが、我が会派からも改めてお尋ねします。

PFASとは、有機フッ素化合物の総称で、中には水や油をはじく性質を持つものもあり、泡消火剤や金属メッキ処理剤など、幅広い用途で使われてきました。一部のPFASからは、がんのリスク上昇や免疫機能が低下するなどの影響が指摘され、昨年12月に、国際がん研究機関は、PFASの代表的な物質で有害とされるPFOAとPFOSの発がん性に対する評価を引き上げたと発表し、特にPFOAについては、4段階中最も高い発がん性があるグループに分類されました。

PFASは、国内では、2010年以降は原則として新規製造はされていませんが、全国で汚染が確認されています。

広島県内においては、11月20日に広島市と東広島市が連携して瀬野川及びその支川の9地点を調査したところ、うち2地点で、国が定める暫定指針値であるPFOA及びPFOSの合算値で1リットル当たり50ナノグラムを超える地点がありました。

その後、東広島市は、昨年12月27日に再調査を実施したところ、3地点で指針値を上回り、特に米軍基地川上弾薬庫の約10メートル東側の水路で、PFOA及びPFOSの合算値で指針値の80倍に当たる1リットル当たり4,000ナノグラムが検出され、基地周辺の井戸水からも高い濃度の汚染も確認され、飲まないように指導もされております。いつからこの汚染は始まっていたのか、住民の不安は募るばかりです。発生源の特定のために米軍基地への立入り調査を求めるべきです。

そこで、住民の不安を解消するため、血中濃度検査などにより健康に影響がないかどうか長期的に調査すべきと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

また、井戸水の汚染が明らかになった世帯に早急に安全な水を確保するため、水道管を宅地に引き込むなどの対応を県がすべきと考えますが、併せてお伺いします。

アメリカの環境保護庁は、飲料水の水質基準を1リットル当たり70から4ナノグラムに見直すよう検討中であり、日本においても飲料水の水質基準をより厳しくするよう、国に

令和6年2月21日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

求めることを要望して、次の質問に移ります。

次に、水源地域保全条例についてお尋ねします。

令和4年度の国の資料によると、広島県や政令市が許可した産廃最終処分場は76件、そのうち安定型処分場は54件と、北海道、愛知県に次いで全国で3番目に多くなっています。安佐南区の上安や三原市本郷にある産廃処分場もその中に含まれています。なぜこんなに多いのか、搬入業者からは広島県は規制が緩いという声も上がっています。

そもそも、安定型処分場は、廃プラスチック類や金属や陶磁器、ガラス等のくずなどの安定5品目は有害物の付着がなく、安易に化学的変化を起こさず、周辺環境に影響を及ぼさないことが前提の上で、簡易な処分が認められています。

しかし、実際には、付着物を完全に除去することはできず、処分場からは有害物質が漏れ出しています。水源地に処分場が設置、操業されれば、水道水源が汚染され、周辺住民らの生活環境に悪影響をもたらすことは明らかです。

そのため、日本弁護士連合会は2007年に、安定型産業廃棄物最終処分場が新規に許可されないように求める意見書を国に提出していますが、いまだに国はこの意見に応えた法改正をしておりません。周辺住民の合意も取らず、形だけの説明会を行い、処分場許可申請手続に不備がなければ許可しなければならない廃棄物処理法を理由に、周辺住民が反対しても許可されるのが現状です。

本郷処分場については、周辺河川の水質悪化をもたらすとして、稲作農家の方々や住民らが県の許可処分取消しを求める裁判を起こし、一審では住民側が勝訴し、現在、控訴審が行われています。

全国では、北海道、埼玉、群馬をはじめ20の道府県が水源地域保全条例を制定しています。これは水源地域の保全と適正な土地利用の確保を目的とし、保全する地域を指定、また、契約の30日から3か月前までに事前に届け出ることを義務づけるなどの内容で、外国資本による土地購入やゴルフ場、産廃処分場などの建設等に規制をかけ、効果を上げています。

そこで、水資源の元となる多くの森林を有する本県においても、農業や命を守る大切な資源である水を保護するため、水源地域保全条例制定を早期に検討すべきと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、教育行政について、4点伺います。

初めに、官製談合疑惑についてお尋ねします。

知事は平川教育長を任命し、民間活力を活用した教育改革を求め、民間事業者に委託契約する事業が増えた結果、特定の事業者に便宜を図ったとされる官製談合疑惑が起きました。官製談合疑惑で広島県の教育への信頼が失われたのは、当然、県知事の任命責任も

令和6年2月21日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

問われます。知事は、今月2日、このまま平川教育長が任期を終え、退任すると表明されましたが、県民の教育行政への不信は解消されていません。

教育長の一連の官製談合疑惑について、きちんと根本問題が解明されていないことが、県教委への県民の不信を一層深めています。教育長は私に全責任があると言いながら、職員に指示した記憶はないと自分に問題はなかったように言われます。第三者による再調査を求めても拒否され、疑惑は一層深まるばかりです。

そこで、一連の官製談合疑惑について、何が問題で、何が悪かったのか、改めて教育長の御所見をお伺いします。

次に、教育環境の整備についてお尋ねします。

全国的に、自民党政権の下で、1980年から1990年の間で、新自由主義が日本にも吹き荒れ、小さな政府、民営化、自己責任などが教育にも浸透し、格差と貧困が拡大し、子供の貧困が社会問題となっています。

また、全国学力テストの復活で競争教育が今まで以上に推し進められ、広島県立高校の通学区域を全県一円とし、競争と学校の序列化を進めてきました。小学校1年生から1日6時間、こなし切れないほどの教育内容が押しつけられ、自己肯定感も持てず、授業についていけない子供たちは不登校になり、その数は広島県でも過去最高となっています。学校現場では教職員が疲弊し、精神的疾患で休職者も増え、教員が足りないという悪循環が繰り返されています。

今、教育行政として必要なのは、新自由主義的な教育改革ではなく、全ての子供に行き届いた教育ができる環境整備です。

そこで、先生の多忙化解消及び子供の主体的な学びを保障するため、35人学級を中学校や高校にも広げるべきと考えますが、教育長の御所見をお伺いします。

次に、包括的性教育についてお尋ねします。

性犯罪、性差別的暴力、予期せぬ妊娠を防ぎ、性は人権、ジェンダー平等の立場で、互いの性を尊重する人間関係を築くための包括的性教育が、今注目を浴びています。

ユネスコが中心になってまとめた国際セクシュアリティ教育ガイダンスでは、1人間関係、2価値観、人権、文化、セクシュアリティ、3ジェンダーの理解、4暴力と安全確保、5健康と幸福のためのスキル、6人間の体と発達、7セクシュアリティと性的行動、8性と生殖に関する健康の8つの柱に基づき、年齢など発達段階に応じて系統的に性教育を学ぶことができます。

しかし、日本の性教育は、明治期の家父長制を美化する勢力などから、行き過ぎ、過激などと攻撃が続きました。日本性教育協会の調査によりますと、2017年の中学校3年間の性教育の時間は平均で8.6時間と、世界の12から20時間と比較すると圧倒的に少ない状況

令和6年2月21日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

です。しかも、日本の性教育は保健や生物など、学校の教育活動全体を通じて指導することとされているため、系統的な学びの保障がされていません。

また、学習指導要領には、生徒が妊娠や受精について学ぶ際に性交は取り扱わないとする、いわゆる歯止め規定があり、受精の前提となる性交を教えずに性暴力や性被害はどういうものなのか、子供たちは理解できていないと思います。

自らの健康、幸福、尊厳への気づき、尊厳の上に成り立つ社会的、性的関係の構築、個人の選択が自己や他者に与える影響への気づき、デートDVの問題やLGBTQの性自認など、生涯を通じて自らの権利を守ることへの理解を具体化できるための知識や態度等を身につけることはとても重要です。

そこで、保護者の理解を得ながら、包括的性教育を導入すべきと考えますが、教育長の御所見をお伺いします。

また、教職員も包括的性教育について学ぶ必要があることから、教職員向けのガイドラインの作成や、専門性を身につけるための学びの場の創出などに取り組むべきと考えますが、併せてお伺いします。

生徒が妊娠や受精について学ぶ際に性交は取り扱わないとする、歯止め規定を撤廃するよう国に求めることを要望して、次の質問に移ります。

次に、学校のトイレへの生理用品の設置についてお尋ねします。

経済的な理由などにより、生理用品を十分に入手できない生理の貧困がコロナ禍で浮き彫りとなり、トイレットペーパーと同じように生理用品をと、全国の自治体に生理用品の設置を要請する運動が広がっています。昨年7月の内閣府の調査によると、生理の貧困に係る取組を実施している自治体数は950団体にもなり、2021年7月調査の581団体から急増しています。

本県では、エソール広島や広島県ひとり親家庭サポートセンター、わーくわくママサポートコーナーなどで生理用品が配布されていますが、いずれも窓口での手渡しです。

府中市では、2022年から全ての市立学校の女子トイレに生理用品を設置し、ボックスには、困ったことがあれば相談してほしいとのメッセージも添えており、大変好評のようです。

府中市教育委員会が行った小学5年生から中学3年生までの女子児童生徒に行ったアンケートによると、約3割が学校で生理用品がなくて困ったことがあると回答し、突然、生理が来た時は本当に焦る、トイレに生理用品があつて助かる、安心して授業を受けられることがすごくいいと、子供たちの安心感につながっています。

経済的支援の側面だけでなく、トイレットペーパーと同じように生理用品を手に行けることが重要だと考えます。

令和6年2月21日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

そこで、生理用品をまずは、学校のトイレの個室に設置すべきと考えますが、教育長の御所見をお伺いします。

廿日市市では、市役所の一部の女性用トイレに生理用品を置いたところ、一月で148個の利用があったとのことで、窓口での受け取り7人と比較すると圧倒的に多く活用されています。

学校だけでなく、県庁などの公共施設のトイレの個室にも、生理用品を設置することを要望して、次の質問に移ります。

次に、困難な問題を抱える女性への支援についてお尋ねします。

困難な問題を抱える女性への支援に関する新しい法律が成立し、今年4月から施行されます。これまで、婦人保護事業については、売春防止法を根拠に、売春をなすおそれのある女子の保護更生を目的としてきたのに対し、困難女性支援法では、女性の福祉の増進、人権の尊重、男女平等などの視点が明確に位置づけられました。

また、法律においては、DV、児童虐待、精神疾患、貧困など複合的な課題を抱えた支援対象者が多く、福祉、保健医療、子育て、住まい、教育など、多岐にわたる分野の連携が不可欠となり、専門性の高い支援が必要であるとされております。

現在、本県では、広島県困難な状況にある女性の支援計画の策定が進められていますが、法律の制定意義を踏まえ、女性自らの意思を尊重し、最適な支援が受けられるよう、体制や予算を十分に確保しなければなりません。

本県には、西部、東部、北部の3つのこども家庭センターがあり、雇用期間が1年の会計年度任用職員を女性相談支援員として8人配置しています。しかし、2022年度のこども家庭センター3か所の相談件数は、5年前と比較して600件も多い2,774件と、相談員一人一人の負担が大きくなっています。

そこで、こども家庭センターに配置している相談員の処遇を改善するため、会計年度任用職員ではなく、正規職員として採用すべきと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

また、女性が最適な支援が受けられるよう、相談員を配置していない市町に対して配置するよう促進するとしていますが、どのように進めていくのか、併せてお伺いします。

次に、新病院について、2点伺います。

初めに、新病院の病床数についてお尋ねします。

市内3病院を統合し、さらに5つの病院から一部機能を集約して1,000床規模の病院を建設する新病院の構想が突然県民に示されたときから、島嶼部を含めた南区住民からは、地域から病院がなくなってしまうことに不安と怒りの声が上がりと、地域医療を守ってほしいという運動が広がっています。

現在、計画されている新病院の規模1,000床、職員数約2,400人と巨大なものです。なぜ、

令和6年2月21日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

新病院が1,000床規模も必要なのか、いまだに納得できる説明がされていません。

長年、広島の公的病院で医師をされていた方から、1,000床の大規模な病院運営について、次のような問題点を指摘されています。1つ目は、新病院で目指す急性期医療は利用率に波があることから、病床利用率が上がらないこと、2つ目は、1,000床近い病院の外來事務処理が1日の一定の時間帯に煩雑となり、患者の待ち時間が長くなること、また、3つ目は、約1,400億円の病院の新設による毎年の運営費負担金の増が、県民にとって大きな負担となることです。

1,063床規模の大阪市医療センターは、毎年60億円程度の運営費負担金が投入され、赤字削減が毎年のように議論されています。また、兵庫県では神戸市立総合医療センター中央市民病院が、43年前に1,000床で開業し、赤字運営を続け、2021年に700床に縮小しました。兵庫県全体の医療再編へと向かい、各地域で地域完結型の医療の確保という新たな変革に成功し、絶大な効果をもたらしているそうです。

こうした他都市の例を示して、医師は、大病院センター型医療構想は今や時代錯誤の計画だ。県民の負担が最小限になる適正規模の新病院建築が望まれると。具体的には計画は700床規模に縮小を今直ちに実行すべきと主張されています。

そこで、新病院の病床を1,000床ではなく、規模縮小を検討すべきと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、県立広島病院の跡地利用についてお尋ねします。

今回の能登半島地震のように災害が起これば、橋の倒壊や液状化などによる道路網の寸断で、新病院のような巨大病院の一極集中では、救急搬送そのものが困難になることが予想されます。各地域に一定規模の総合病院が必要です。

そこで、南区にある県立広島病院の跡地は200床程度の産科や周産期医療もある災害拠点病院としての役割を果たせる県の総合病院として残すべきと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

最後に、新年度予算編成における若者や子育て世帯への支援についてお尋ねします。

広島県の新年度施策及び事業案が示されました。長引くコロナ感染症や物価高騰の下、県民一人一人が安心して住み続けられる広島県政をどのように構築するのか、今、大きく問われています。

知事が提案する新年度施策及び事業案には、災害対策、子育ての環境整備、県民の挑戦の後押しなどが掲げられており、そのための財源確保策として、事務事業の見直し、土地等の県有財産の売却処分や県税の徴収強化を行う方針です。

また、広島高速5号線、福山沼隈道路などの大型公共事業には多額の税金を投入する予算編成となっています。

令和6年2月21日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

さらに、岸田政権のデジタル田園都市国家構想総合戦略などに基づき、全県的なDX推進のために、全70事業、約90億円の多額の税金を投入します。デジタル化による生活やなりわいの利便性や生産性向上につながる側面はありますが、ICT関連企業への利益誘導、官民癒着、個人情報保護など懸念されます。

知事は、子育て支援と言いながら、県民が切望する子供医療費助成の制度拡充に背を向け続け、就学前までで凍結されてついに20年目を迎えます。

また、県民が反対する中、県営住宅や県立高校の統廃合の方針は撤回せず、国民健康保険税のさらなる引上げや、全国で土砂災害危険箇所が1番多いにもかかわらず、対策予算の抜本的な増額は行われていません。これでは、県民の命と暮らしを守る地方自治体の役目を放棄していると言わざるを得ません。

地方公共団体は、地方自治法第1条の2住民の福祉の増進を図ることを基本としなくてはなりません。知事の県政運営方針の内容には、住民の福祉の増進を図るという言葉は一切ありません。県民の暮らしがますます逼迫しているときだからこそ、広島県は住民福祉の増進の立場を高く掲げ、県民の切実な声に応える県政運営を追求すべきです。

また、広島県は、2023年の県外転出超過が1万1,409人となり、3年連続全国最多となり、特に若者を中心に転出しているのは就職や転職が要因と県は分析していますが、それだけではなく、県民に寄り添った施策を行うべきです。

そこで、子育て世帯が将来住み続けられる場所として広島県を選択するためにも、子供の医療費や学校給食費の無償化、高校生等に対する給付型奨学金制度の拡充、低額で入居できる県営住宅の拡充に講じていく必要があると考えますが、知事の御所見をお伺いします。

以上で、私からの質問は終わります。御清聴いただきありがとうございました。（拍手）

○副議長（緒方直之君） 当局の答弁を求めます。知事湯崎英彦君。

【知事湯崎英彦君登壇】

○知事（湯崎英彦君） まず、南海トラフ地震対策と原発からの撤退についての御質問にお答え申し上げます。

南海トラフ地震をはじめとする地震防災対策につきましては、平成25年度に改定いたしました広島県地震被害想定の内容を踏まえ、避難路などの施設整備計画、津波からの避難対策、防災関係機関との連携内容などを、広島県地域防災計画に位置づけているところでございます。

伊方発電所につきましては、まず、耐震性の評価につきましては、原子炉施設の敷地において起こりうる最大級の地震に対する耐震性が確保されていることを、原子力規制委員会や愛媛県において確認しているものと認識しております。

令和6年2月21日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

また、事故が発生した場合に影響が及ぶ範囲につきましては、原子力規制委員会の、原子力災害対策指針におきまして、原子力施設からの距離に応じて、防災対策に重点的に取り組む地域として原子力災害対策重点区域が定められておりますが、本県はその区域外でございます。

このため、現状におきましては、直ちに本県の地域防災計画を、原発の複合災害を想定したものに直視する必要はないと考えております。

一方で、万が一、伊方発電所に事故が起こった場合に備え、愛媛県及び広島県を含む伊方発電所の周辺6県では、伊方発電所原子力防災広域連携推進会議を設置し、原子力災害が発生した場合等の連絡通報体制の整備、愛媛県原子力防災訓練への参加などを実施しているところであり、引き続き、連携強化に取り組んでまいります。

また、原子力発電を含むエネルギー政策につきましては、国の責任において、安全確保を最優先に、国民生活や経済活動に支障なく安定的に供給がなされることが大前提であると考えております。

令和3年10月に国が策定した第6次エネルギー基本計画におきましても、エネルギー政策を進める上での大原則といたしまして、安全性を前提とした上で、エネルギーの安定供給を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に環境への適合を図ることとされており、特に原子力につきましては、いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げるとされております。

このため、原発の稼働停止や核燃料貯蔵庫の建設につきましては、原子力規制委員会が定めた規制基準による安全性の評価を踏まえた上で、国民に対して十分な説明を行い、国において責任を持った判断がなされるべきものと考えております。

次に、PFASによる環境汚染問題についての御質問でございます。

県内におきまして、PFASの一種でありますPFOS等が、高濃度で検出された中、目標値を超過した井戸水を飲用しない取組などを推進し、県民の皆様の安心・安全をより高めていくことが重要であると認識しております。

PFOS等に係る健康への影響につきましては、WHOによりますと、発がん性のリスクが最も高いグループ等に分類されておりますが、アスベストのほか、たばこやアルコール飲料、加工肉や紫外線など、比較的幅広く指定されており、PFOS等がどの程度の量が体内に入るとどのような影響があるかなどにつきまして、確定的な知見が得られている状況ではございません。

また、血液検査につきましては、国の専門家会議における現時点での知見では、どの程度の血中濃度でどのような健康影響が生じるかは明らかでなく、血中濃度に関する基準の設定や血液検査のみによる健康影響の把握は困難とされていることから、現在、国におき

令和6年2月21日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

まして血中濃度調査を実施しているところでございます。

こうした中で、県といたしましては、住民の皆様の不安を解消するためにも、国に対して、体内への蓄積量を調べるための国の血液検査結果に基づく対応策を早期に明らかにすることなどを要望したところでございます。

また、国の目標値を超過した井戸所有者への対応についてでございますが、東広島市では、当面の間、井戸水の飲用を控えるよう伝えた上で、飲料水を配付するとともに、井戸の所有者に対し、上水道への接続の意向を確認し、接続の意向がある場合は、広島県水道広域連合企業団が、可能な限り早期の給水開始に向けた仮設による水道管の整備につきまして、最大限協力することとしております。

PFOs等に対しましては、健康などへの影響も含めて不安を感じられておられる県民の皆様もいらっしゃることから、その不安に寄り添い、県といたしましても、地元市町などと連携して、適切な情報発信などを行ってまいります。

次に、水源地域保全条例についてでございます。

本県におきましては、農業や命を守る大切な水資源を守るためには、水源涵養をはじめとする公益的機能を有する森林の保全が重要であると考えており、森林法に基づく伐採届出制度や開発許可制度に加え、特に重要な河川上流部などを水源涵養保安林に指定することにより、森林の伐採や開発などを規制しております。

森林法につきましては、森林所有者に対して適切に運用するため、平成24年度に法の一部を改正し、森林の売買や相続などが生じた場合に市町への届出を義務づけることで、所有者の移動を把握する仕組みが整えられたところでございます。

また、水源涵養保安林につきましては、本県では、これまで、河川上流部の水源地帯におきまして、民有林の約2割となる12万9,000ヘクタールの森林を指定しており、今後も必要に応じて保安林の指定を進めてまいります。

一方で、他の道府県において制定されている水源地域保全条例は、土地の取引自体を制限するものではなく、事前届出制とすることで、水源を保全する地域内の土地取引や開発行為などを事前に把握することを目的としているものでございます。

本県におきましては、土地取引に関しましては、森林法に基づいて把握し、森林保全の観点から助言を行うとともに、産業廃棄物最終処分場の建設などの開発行為に対しましては、廃棄物処理法など関連法令に基づき計画段階から把握し、市町とも連携しながら、適切な審査、指導を実施しているところでございます。

県といたしましては、今後も、関係法令に基づいた適切な対応により、貴重な水資源を守ってまいりたいと考えております。

次に、県立広島病院の跡地利用についてでございます。

令和6年2月21日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

災害時の医療救護体制につきましては、広島市内の6か所を含む県内19か所の病院を災害拠点病院に指定しており、その中でも県立広島病院は、災害医療を提供する上で中心的な役割を担う基幹災害拠点病院に指定しております。

この基幹災害拠点病院としての役割を確実に果たすため、その機能を引き継ぐ新病院の立地場所につきましては、南海トラフ大地震発生時に津波浸水のおそれがないことなどを勘案して広島市東区二葉の里を建設予定地とし、地震への備えとして免震構造の採用や、ライフラインの多重化、BCPに基づく災害備蓄、トリアージスペースの確保など、災害対策の強化を図ることを基本計画に盛り込んだところでございます。

県立広島病院の移転後の跡地につきましては、地域住民の皆様や地区医師会、有識者、行政で構成する地域懇話会での御意見や住民アンケートの結果を踏まえ、引き続き、地域の皆様が安心して暮らし続けることができるよう、必要な医療、介護、福祉サービスを受けることができる体制を整えること、大規模災害に備えるため、防災体制の充実強化を検討すること、多様な世代が生き生きと暮らし続けることができるよう、にぎわい、健康づくり、子育てなどの機能整備を検討することを跡地活用策の方向性として昨年9月にお示ししたところであり、現在、その具体化に向けて検討を進めているところでございます。

県といたしましては、県立広島病院の移転を見据えて、災害医療体制の充実強化を図るとともに、地域の皆様をはじめ、全ての県民の皆様が安心して暮らし続けることができるよう、必要な医療提供体制の整備について、責任を持って取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、担当説明員より答弁させていただきます。

○副議長（緒方直之君） 健康福祉局長北原加奈子君。

【健康福祉局長北原加奈子君登壇】

○健康福祉局長（北原加奈子君） 私からは3点回答申し上げます。

まず、困難な問題を抱える女性への支援についてでございます。

様々な要因により困難な状況にある女性に対し、本人の立場に寄り添った最適な支援方法を提案するに当たり、女性相談支援員の役割は重要であると認識しております。

現在、こども家庭センターにおきましては、様々な専門的な相談を継続して行うため、正規職員に加えて、相談・支援専任の会計年度任用職員を配置し、組織的に対応しているところであり、その処遇につきましては、正規職員と同様に、在職期間に応じた報酬や期末手当制度などを導入しているところでございます。

また、困難女性支援法の施行に伴い、今後、さらに多様な相談に対し、専門性の高い支援が必要となると考えていることから、現在策定しております広島県困難な状況にある女性の支援計画では、相談支援体制の整備といたしまして、女性相談支援員の対応力向上に取り組むこととしております。具体的には、こども家庭センターにおきましては、相談援

令和6年2月21日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

助に関する専門的な知識や経験を有する正規職員によるOJT体制の導入を検討するほか、市町の女性相談支援員も含め、資質向上のための研修の充実を図るなど、女性相談支援員を実務面でサポートする体制の整備に取り組んでまいります。

また、市町におきましては、現在、県内の全市町で、女性や家庭に関する相談に応じているところがございますが、女性相談支援員を配置し、女性相談の窓口として広報周知をしておりますのは現時点で8市となっております。

女性相談支援員を配置し、広報周知することにより、専門性の確保や相談窓口の明確化が図られ、支援対象者が相談しやすくなるほか、支援に当たって他機関との連携が図りやすくなるといったメリットがあると考えておりますため、女性相談支援員を配置していない市町に対しましては、こうした配置の意義や国の補助金の活用などについて丁寧に説明を行い、配置に向けて積極的に働きかけを行うなど、県全体の相談支援体制の強化に取り組んでまいります。

次に、新病院の病床数についてでございます。

新病院の病床数につきましては、再編を予定しております4つの医療機関の合計では1,235床となるところで、本県の医療提供体制におきまして、医療資源が分散した非効率な体制になっているという課題への対応や、診療報酬の明細書であるレセプト情報を活用した、医療機関別、年齢階層別の診療内容の分析を基に、将来の人口推計を考慮して、今後の急性期医療の患者数を算出した結果を基に新病院の病床数を1,000床と設定したところでございます。

さらに、これまでのアンケート調査におきまして、若手医師の多くが勤務病院に対して研修プログラムの充実や多くの症例を経験できること、指導体制の充実等を求めていることを踏まえ、若手医師確保の観点からも、新病院においては一定の規模を確保し、症例を集積することが必要と考えております。

病床稼働率につきましては、一定の季節変動はあるものの、医療需要の将来推計に基づき、恒常的な入院患者が見込まれていることに加えまして、現在既に搬送困難が生じている救急患者の受入れも考慮して、87.5%とすることを目標としております。

また、外来診療につきましては、予約診療の推進に加えて、患者呼出しシステムやAI問診等の導入により、患者の待ち時間を短縮し、利便性の向上を図ることができると考えております。

さらに、病院運営に当たりましては、医療需要の変化や医療政策のトレンド、診療報酬の変動など外的要因の変化をいち早く察知し、経営資源を最適化して対応することで安定的な経営と運営費負担金の抑制に努めてまいります。

県といたしましては、新病院のスケールメリットを最大限に発揮し、高度医療の提供及

令和6年2月21日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

び医療人材の確保、育成、派遣、循環を通じて、広島都市圏のみならず、全ての県民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、全力で取り組んでまいります。

次に、新年度予算編成における若者や子育て世帯への支援についてでございます。複数部局にわたるお尋ねでございますが、私から代表して答弁いたします。

県民の皆様が、安心して子育てできる環境を構築するためには、教育や子育てにかかる費用の軽減と併せて、ライフサイクルを通じて安定的な収入を確保し、子育て世帯の経済的基盤の安定を図ることが重要であると考えております。

御提案の子供の医療費や学校給食費の無償化、高校生等に対する給付型の奨学金制度の拡充につきましては、いずれも多額の費用を要することや、居住する地域によって差が生じることは適当ではないことから、基本的には、全国一律の制度によって実施すべきものと考えており、制度の創設や拡充などについて、国へ要望しているところでございます。

また、県営住宅につきましては、新婚世帯の入居優遇制度や保育施設を併設した県営住宅の整備などに取り組んでいることに加え、来年度から新たな入居優遇制度として、子育て世帯に限定した公募を行うなど住環境の整備に努めてまいります。

引き続き、国への要望を行いつつ、国の制度を最大限活用しながら、県独自の効果的な施策を講じることで、県民の皆様が、経済的にも安心して子育てできる環境づくりを進めてまいります。

○副議長（緒方直之君） 教育長平川理恵君。

【教育長平川理恵君登壇】

○教育長（平川理恵君） 4点についてお答えいたします。

まず、官製談合疑惑についてでございます。

教育委員会における業務委託契約につきまして、弁護士による調査の結果、一連の問題が生じた原因といたしましては、職員の側から教育委員会のトップである私に対して忌憚のない意見具申ができ、私はその意見具申に耳を傾けるという組織風土を私自身が整えられていなかったことが、第1の原因であると指摘されております。

現場主義を掲げ、風通しのよい組織づくりに努めてきたところでございますが、前例のない事業を進めていく上で、職員の声を十分に酌み取ることができていなかったと考えております。

また、私自身、スピードを優先するあまり、行政として行うべき手続に対する意識が不足していたと考えております。

教育委員会といたしましては、昨年5月に取りまとめた不祥事を生まない安全で安心な職場づくりに向けてに基づきまして、不祥事を生まない安全で安心な職場づくりに全力で

令和6年2月21日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

取り組んでまいります。

次に、教育環境の整備についてお答えいたします。

本県におきましては、義務標準法などを基本として小中学校などの学級編制を定めているところであり、現在、国の計画に基づき、小学校の35人学級を学年進行で段階的に進めているところでございます。

少人数学級のさらなる拡大は、国の責任において全国一律に実施されるべきと考えており、引き続き、35人学級の拡充につきまして、全国都道府県教育長協議会などを通じて、国に要望してまいりたいと考えております。

次に、包括的性教育についてでございます。

ユネスコなどが発表した国際セクシュアリティ教育ガイダンスに記載されておりますとおり、子供が安全で有意義な充実した人生を送るために、包括的セクシュアリティ教育が重要な役割を担っていると認識しております。

学校におきましては、国の学習指導要領などに基づき、性に関する指導につきまして、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動できるよう、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校の教育活動全体を通じて実施しているところでございます。

また、教育委員会におきましては、県立学校に対して、生徒がセクシュアリティに関して理解を深め、一人一人が自分らしく生きていくことができるよう、助産師やLGBTQの当事者などを講師とした講演会の実施について支援するとともに、国の性犯罪・性暴力対策のさらなる強化の方針を踏まえ、生命の安全教育の推進に取り組んでおります。

教育委員会といたしましては、引き続き、学校におきまして、国が示した保健教育の手引や生命の安全教育の指導の手引などを参考にしながら、保健主事研修など、様々な研修の機会を設定するとともに、性に関する指導が、児童生徒の発達段階を踏まえ、計画的に実施されるよう努めてまいります。

次に、学校のトイレへの生理用品の設置についてでございます。

県立学校におきましては、生理の貧困問題も踏まえ、児童生徒が生理用品を必要とする場合に、いつでも入手できるよう保健室に備え、提供しているところでございます。

また、令和6年1月には、県の防災備蓄物資の一つである生理用品を、物資の更新に伴い譲り受け、生理の貧困対策の一環として、各県立学校に配付し、有効活用を促したところでございます。

今後もこうした取組を継続し、生理の貧困問題への対応に努めてまいります。

○藤井敏子君 議長……。

○副議長（緒方直之君） 再質問を許します。藤井敏子君。

○藤井敏子君 3点伺います。

令和6年2月21日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

1つ目は、南海トラフ地震対策と原発からの撤退についての御答弁いただきました。

南海トラフも含めて、中央構造線の断層帯の地震を含めて、まず、地震は想定外というのを予想しないといけないと思うのですが、想定外の2,000ガル以上の地震が起きたときに、伊方原発の耐震性では耐えられないということは明らかです。

私は、被爆県知事として、被爆者をつくらせないという思いがあるのであれば、伊方原発をまず稼働停止するよう、四国電力株式会社や国に要望すべきと考えますが、知事の御所見を伺います。

2点目は、PFASによる環境汚染についてです。

PFASについては、PFASの発生元が特定できないと誰が補償するかも決まらないため、米軍基地への立入り調査を求めるべきです。半導体製造企業からもPFAS汚染が確認されております。

そこで、PFASの発生元の特定のため、県独自に調査をすべきと考えますが、知事の御所見をお伺いします。また、周辺の井戸や河川の水源地の汚染調査もすべきと考えますが、併せてお伺いいたします。

そして最後に、新年度予算についてです。

学校給食と、とりわけ子供の医療費ですが、学校給食は全国の3割の自治体が既に独自で取り組んでおります。

東京都においては、給食費は本来、国の責任と財源で無料にすべきだと、広島県と同様のことを言っているのですけれども、国が対策を取るまでは支援するとして、来年度は学校の給食費の無償化を、ついに23区全てで、そして市町村でも実施すると言われております。

そして、青森県では、来年度から、小中学校の給食費の無償化をするために、児童生徒数に応じた額を各市町へ配分し、給食費の無償化を始めると言われております。

ですから、子供の医療費無料化、学校給食の無償化に取り組んでいることを、国がやるべきこととして対応するのではなく、本県においても、この医療費、学校給食の無償化に向けて、それぞれ取り組む必要があると思います。再度、お伺いいたします。

○副議長（緒方直之君） 当局の答弁を求めます。商工労働局長梅田泰生君。

【商工労働局長梅田泰生君登壇】

○商工労働局長（梅田泰生君） 南海トラフ地震対策と原発からの撤退についてお答えいたします。

先ほど知事から答弁申し上げましたとおり、原子力政策につきましては、安全性を前提とした上で、国民に対して十分な説明を行いながら、国において責任を持った判断がなされるべきものと考えており、原発の稼働停止につきましても国において適切に対応されるものと認識しております。

令和6年2月21日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

○副議長（緒方直之君） 環境県民局長新宅郁子君。

【環境県民局長新宅郁子君登壇】

○環境県民局長（新宅郁子君） P F A Sによる環境汚染問題について、調査に関するお尋ねがございました。

これまで、東広島市におきまして、目標値を超過した河川の周辺で、水路や井戸等の調査を順次実施してきており、県におきましては、国と調整を行いながら、調査の方法に関する助言等を行ってきたところでございます。

引き続き、市と連携して、汚染の実態把握や発生源の特定に向けて、取り組んでまいります。

○副議長（緒方直之君） 健康福祉局長北原加奈子君。

【健康福祉局長北原加奈子君登壇】

○健康福祉局長（北原加奈子君） 私からは子供医療費の無償化について回答申し上げます。

本県におきましては、早期受診による乳幼児の健康保持と子育て家庭の経済的負担の軽減という2つの観点から、就学前までを対象に医療費助成を実施しており、福祉医療費にかかる窓口負担につきましては、福祉施策全体のバランスの中で、受益と負担の公平性を担保するとともに、安定的かつ持続可能な制度とするため、自己負担をしていただいているところでございます。

一方で、各自治体におきましては、子育てや定住促進などの施策の一環として、地域の実情に応じ、対象年齢等を設定し、実施されているものと認識しております。

しかしながら、自治体によって、子供たちが受ける医療サービスに差が生じることは適当ではないと考えておりますため、本県といたしましては、国において、全国一律の医療費助成制度を創設するよう、引き続き、国に働きかけてまいります。

○副議長（緒方直之君） 教育長平川理恵君。

【教育長平川理恵君登壇】

○教育長（平川理恵君） 学校給食費の無償化についてお答えいたします。

学校給食費の無償化につきましては、繰り返しになりますが、多額の経費負担を伴うことから、各自治体が個々に対策を講じるのではなく、国において一律に検討されるべきものと考えております。

○藤井敏子君 議長、再々質問……。

○副議長（緒方直之君） 再々質問を許します。藤井敏子君。

○藤井敏子君 要望もできないので1点だけ再々質問させてください。

3番、南海トラフ地震対策のところですが、巨大地震はもう想定外の被害をもたらす、当然、伊方原発の重大事故は想定すべきだと思います。距離が100キロメートルあ

令和6年2月21日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

ることが、絶対に影響がないとは言えない、想定外の被害を想定すべき、福島の新1号原発事故では、原発から50キロメートル以上もある飯館村まで放射性降下物の汚染が問題になりました。広島県は瀬戸内海上、遮るものはないわけです。事故を起こせば被爆者だけでなく、瀬戸内海も大地も汚染されます。1回起こしたらもう、また戻すことはできない。地震は止められないけれども原発事故は止められるわけですから、止めるべきです。

私は、被爆地の知事として、伊方原発を止めるよう求める義務があると思います。再度、この答弁を求めて終わります。

○副議長（緒方直之君） 当局の答弁を求めます。商工労働局長梅田泰生君。

【商工労働局長梅田泰生君登壇】

○商工労働局長（梅田泰生君） 南海トラフ地震対策と原発からの撤退についてでございます。

繰り返しとなり大変恐縮ではございますが、原子力政策につきましては、安全性を前提とした上で、国民に対して十分な説明を行いながら、国において責任を持った判断がなされるべきものと考えており、原発の稼働停止につきましても、国において適切に対応されるものと認識しております。